

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

県議会訓令	ページ
○ 兵庫県議会議事局組織規程及び兵庫県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令	1

県議会訓令

兵庫県議会議事局組織規程及び兵庫県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令第1号

議会議事局

兵庫県議会議事局組織規程及び兵庫県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

兵庫県議会議事局組織規程及び兵庫県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令

(兵庫県議会議事局組織規程の一部改正)

第1条 兵庫県議会議事局組織規程(昭和41年兵庫県議会議事局組織規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表1主任の項の次に次のように加える。

副主任	課又は室	相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。
主事	課又は室	定型的な事務を処理する。

(兵庫県議会議事局処務規程の一部改正)

第2条 兵庫県議会議事局処務規程(昭和50年兵庫県議会議事局処務規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「6級」を「5級」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。